

産業廃棄物のみを運搬する車両の一覧表

別紙2

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	名古屋 100 あ 33-23	「産業廃棄物収集運搬車両」と記載してください。	株式会社名古屋	新
2	ダンプ	名古屋 32-22	10000	愛知県	既 土砂禁車両
3	キャブオーバ	名古屋 100 う 33-23	2000	愛知一郎	既
4	・車検証の「車体の形状」 を記入してください。			・原則として車検証の「使用者」を記載することとし、 所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、 「所有者」を記載してください。	
5					
6					
7				備考欄には、次の事項を記入してください。 ①「新」又は「既」：新規届出又は、既に届出済 なお、変更届出で登録廃止する場合は、「廢」と記入する。	
8				②ダンプにおいて土砂等運搬禁止車両については、「土砂禁車両」と記入してください。 なお、土砂等運搬禁止車両では、「鉱さい」「がれき類」は運搬できません。 また、ダンプについては密閉できる運搬容器を使用する場合、又は漏水対策がさ れているダンプで運搬する場合を除き、ダンプで「汚泥」は運搬できません。	
9					
10					

事務所の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号			
駐車場の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 津島市西柳原町1丁目14番	(1, 2) (3)	※付近の見取図を添付すること。	複数ある場合は、該当する車両がわかるよう記載する。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
コンテナ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1 m ³ 2 m ³	キャブオーバに搭載する際は、過積載にならないよう注意する。
ドラム缶	汚泥運搬用	200ℓ	同上
蛍光管ケース	蛍光管運搬用	40本入	積載時、破損しないように注意する。
運搬する品目の名称等を 記載してください。			運搬上、制限がある等の特記事項 を記載してください。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を運搬する車両の一覧表

(産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の両方の許可がある場合のみ提出)

(第2面)

○新規許可申請の場合は、すべて「新」となり、
更新許可の場合は、すべて「既」となる。
→新規登録が必要ならば変更届出を提出すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

<産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物運搬車両>

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバー	名古屋 100 い 12-12	3000	愛知県側	既・PCB
2	キャブオーバー	名古屋 100 う 13-13	2000	愛知一郎	既 土砂禁車両
4	・車検証の「車体の形状」 を記入してください。			・原則として車検証の「使用者」を記載することとし、 所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、 「所有者」を記載してください。	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考欄には、次の事項を記入してください。

①「新」又は「既」：新規届出又は、既に届出済

なお、変更届出で登録廃止する場合は、「廢」と記入する。

②ダンプにおいて土砂等運搬禁止車両については、「土砂禁車両」と記入してください。なお、土砂等運搬禁止車両では、「鉱さい」「がれき類」は運搬できません。

また、ダンプについては密閉できる運搬容器を使用する場合、又は漏水対策がされているダンプで運搬する場合を除き、ダンプで「汚泥」は運搬できません。

③特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可において、PCB 廃棄物運搬車両として使用する場合は、「PCB」、感染性産業廃棄物運搬車両として使用する場合は、「感染性」と記載してください。

事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

駐車場の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(1, 2)

津島市西柳原町1丁目14番

(3)

複数ある場合は、該当する車両がわかるよう記載する。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器を使用しない場合は該当なし、と記載してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
コンテナ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1 m ³ 2 m ³	キャブオーバーに搭載する際は、過積載にならないよう注意する。
ドラム缶	汚泥運搬用	200ℓ	同上
蛍光管ケース	蛍光管運搬用	40本入	積載時、破損しないように注意する。
運搬する品目の名称等を 記載してください。			運搬上、制限がある等の特記事項 を記載してください。

(日本産業規格 A列4番)

運搬車両の写真（（産）特管）

自動車登録番号 又は車両番号					
前面写真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>第2面と整合を取ってください。</p> <p>・産業廃棄物のみを運搬する車両の場合の場合は「産」 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を運搬する車両の場合は「産」と「特管」に○をつけてください。</p>				
側面写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の前面（真正面）を撮影すること。 ナンバープレートが確認できること。 <p>車両の前面及び側面の全体が写真に入るよう撮影してください。 セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。</p>				
	<p>新規申請の場合は、 “運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」及び「許可番号」を車体の両側面に鮮明に表示します。”と記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>撮影</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		